

岩手県市町村総合事務組合規則第6号（令和元年11月19日公布）

市町村職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

市町村職員退職手当支給条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（支給条例第13条第1項に規定する規則で定める者）</p> <p>第9条の2（略）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p><u>(3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1項に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職をした者</u></p> <p><u>(4)</u>（略）</p> <p><u>(5)</u>（略）</p> <p><u>(6)</u>（略）</p> <p><u>(7)</u>（略）</p> <p>（受給期間延長の申出）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 前項に規定する申出は、支給条例第13条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から<u>起算して1箇月以内</u>にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3～6（略）</p>	<p>（支給条例第13条第1項に規定する規則で定める者）</p> <p>第9条の2（略）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p><u>(3)</u>（略）</p> <p><u>(4)</u>（略）</p> <p><u>(5)</u>（略）</p> <p><u>(6)</u>（略）</p> <p>（受給期間延長の申出）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 前項に規定する申出は、支給条例第13条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、<u>基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）</u>にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3～6（略）</p>

改 正 前

別記様式第 8 号（第 6 条関係）（裏面）

〔退職した職員の注意事項〕

- 1 退職事由の欄には、職員の個人的な事情に起因する退職の場合、退職の主たる事由を一つ選択し、退職者記載欄の口の中に○印を記入すること。
- 2 ※印の欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載して印を押すこと。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに管理者に申し出て訂正を受けること。
- 3 この票の交付を受けたときは、速やかに住所又は居所を管轄する公共職業安定所に出頭し、この票を提出して求職の申込みをすること。ただし、退職後公共職業安定所に出頭しないまま退職の日の翌日から1年以内に再び職員となった場合には、この票を再就職した所属の長に提出すること。
- 4 公共職業安定所記載欄に記入を受けたときは、速やかに管理者にこの票を提出すること。

改 正 後

別記様式第 8 号（第 6 条関係）（裏面）

〔退職した職員の注意事項〕

- 1 退職事由の欄には、職員の個人的な事情に起因する退職の場合、退職の主たる事由を一つ選択し、退職者記載欄の口の中に○印を記入すること。
- 2 ※印の欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載して印を押すこと。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに管理者に申し出て訂正を受けること。
- 3 この票の交付を受けたときは、速やかに住所又は居所を管轄する公共職業安定所に出頭し、この票を提出して求職の申込みをすること。ただし、退職後公共職業安定所に出頭しないまま退職の日の翌日から1年以内に再び職員となった場合には、この票を再就職した所属の長に提出すること。
- 4 基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から1年間（これを支給期間という。）であること。その1年間に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、市町村職員退職手当支給条例施行規則第11条第2項に定める所定の期限までに公共職業安定所に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を1年に加えた期間（最大限4年）となること。
- 5 公共職業安定所記載欄に記入を受けたときは、速やかに管理者にこの票を提出すること。

別記様式第 8 号（別紙）

退職事由 〔退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があり、適正に記入してください。〕			
管理者 記載欄	退職者 記載欄	退 職 の 事 由	公共職業安 定所記載欄
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 定年又は任期満了によるもの (1) 定年による退職（定年 歳） (2) 任期満了による退職	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 所属市町村等の長からの働きかけ等によるもの (1) 懲戒免職等処分 (2) 地方公務員法第20条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職 (3) 地方公務員法第20条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職 (4) 地方公務員法第20条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分 (5) 地方公務員法第20条第1項第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分 (6) 地方公務員法第20条第1項第4号の規定による免職の処分 (7) 定年前に退職する意思を有する職員の募集に応募し、任命権者から当該募集による退職が予定されている職員である旨の認定を受けて、任命権者が定めた退職すべき期日に退職 (8) その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職 (9) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 公務上の傷病によるもの	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 職員の個人的な事情に起因する退職 (1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため (2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため (3) 家庭の事情の急変（父母の扶養、親族の介護等）があったため (4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため (5) 転居により通勤困難となったため (6) その他 (7) その他 (8) その他 (9) その他 (10) その他 (11) その他 (12) その他 (13) その他 (14) その他 (15) その他 (16) その他 (17) その他 (18) その他 (19) その他 (20) その他 (21) その他 (22) その他 (23) その他 (24) その他 (25) その他 (26) その他 (27) その他 (28) その他 (29) その他 (30) その他 (31) その他 (32) その他 (33) その他 (34) その他 (35) その他 (36) その他 (37) その他 (38) その他 (39) その他 (40) その他 (41) その他 (42) その他 (43) その他 (44) その他 (45) その他 (46) その他 (47) その他 (48) その他 (49) その他 (50) その他 (51) その他 (52) その他 (53) その他 (54) その他 (55) その他 (56) その他 (57) その他 (58) その他 (59) その他 (60) その他 (61) その他 (62) その他 (63) その他 (64) その他 (65) その他 (66) その他 (67) その他 (68) その他 (69) その他 (70) その他 (71) その他 (72) その他 (73) その他 (74) その他 (75) その他 (76) その他 (77) その他 (78) その他 (79) その他 (80) その他 (81) その他 (82) その他 (83) その他 (84) その他 (85) その他 (86) その他 (87) その他 (88) その他 (89) その他 (90) その他 (91) その他 (92) その他 (93) その他 (94) その他 (95) その他 (96) その他 (97) その他 (98) その他 (99) その他 (100) その他	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 その他（1～4のいずれにも該当しない場合）	
具体的事情記載欄（管理者用）			

別記様式第 8 号（別紙）

退職事由 〔退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があり、適正に記入してください。〕			
管理者 記載欄	退職者 記載欄	退 職 の 事 由	公共職業安 定所記載欄
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 定年又は任期満了によるもの (1) 定年による退職（定年 歳） (2) 任期満了による退職	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 所属市町村等の長からの働きかけ等によるもの (1) 懲戒免職等処分 (2) 地方公務員法第20条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職 (3) 地方公務員法第20条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分 (4) 地方公務員法第20条第1項第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分 (5) 地方公務員法第20条第1項第4号の規定による免職の処分 (6) 定年前に退職する意思を有する職員の募集に応募し、任命権者から当該募集による退職が予定されている職員である旨の認定を受けて、任命権者が定めた退職すべき期日に退職 (7) その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職 (8) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 公務上の傷病によるもの	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 職員の個人的な事情に起因する退職 (1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため (2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため (3) 家庭の事情の急変（父母の扶養、親族の介護等）があったため (4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため (5) 転居により通勤困難となったため (6) その他 (7) その他 (8) その他 (9) その他 (10) その他 (11) その他 (12) その他 (13) その他 (14) その他 (15) その他 (16) その他 (17) その他 (18) その他 (19) その他 (20) その他 (21) その他 (22) その他 (23) その他 (24) その他 (25) その他 (26) その他 (27) その他 (28) その他 (29) その他 (30) その他 (31) その他 (32) その他 (33) その他 (34) その他 (35) その他 (36) その他 (37) その他 (38) その他 (39) その他 (40) その他 (41) その他 (42) その他 (43) その他 (44) その他 (45) その他 (46) その他 (47) その他 (48) その他 (49) その他 (50) その他 (51) その他 (52) その他 (53) その他 (54) その他 (55) その他 (56) その他 (57) その他 (58) その他 (59) その他 (60) その他 (61) その他 (62) その他 (63) その他 (64) その他 (65) その他 (66) その他 (67) その他 (68) その他 (69) その他 (70) その他 (71) その他 (72) その他 (73) その他 (74) その他 (75) その他 (76) その他 (77) その他 (78) その他 (79) その他 (80) その他 (81) その他 (82) その他 (83) その他 (84) その他 (85) その他 (86) その他 (87) その他 (88) その他 (89) その他 (90) その他 (91) その他 (92) その他 (93) その他 (94) その他 (95) その他 (96) その他 (97) その他 (98) その他 (99) その他 (100) その他	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 その他（1～4のいずれにも該当しない場合）	
具体的事情記載欄（管理者用）			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第11条及び別記様式第8号（第6条関係）（裏面）の改正規定は、公布の日（附則第3項において「公布日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に退職した者がこの規則による改正前の市町村職員退職手当支給条例施行規則（以下「旧規則」という。）第9条の2第3号に掲げる者に該当する場合には、この規則による改正後の市町村職員退職手当支給条例施行規則（以下「新規則」という。）第9条の2に規定する市町村職員退職手当支給条例第13条第1項に規定する規則で定める者とみなす。
- 3 新規則第11条第2項の規定は、同規則第6条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている旧規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。